第Ⅲ章

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 審査の概要と審査会講評

1. 審査会の設置と審査会の開催等

(1) 審査会の設置

令和5年12月8日に(公財)中央果実協会理事長が、令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領第7に従って審査会委員の委嘱を行い、審査会を設置。

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会委員名簿

氏 名	所 属	備考
小松 宏光	高島農園	委員長
	(農林水産技術会議委員、前長野県果樹試験場場長)	
村上 ゆり子	東京都農林総合研究センター所長	
根角 博久	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門	
	研究推進部長	
宮井 浩志	国立大学法人 山口大学経済学部経営学科 教授	
今井 良伸	公益財団法人 中央果実協会 常務理事	

(2) 審査会の開催

第1回審査会 (オンライン会議)

開催日時: 令和6年1月12日10:00~11:00

議 題:審査会の了解事項について

応募者の概要について

第2回審査会 (オンライン会議)

開催日時: 令和6年1月30日13:00~14:00

議 題:審査会委員による書面審査の集計結果

表彰の種類ごとの被表彰出品財の選定について

審査結果の中央果実協会理事長への報告について

2. 審査の結果と講評

審査会委員長から(公財)中央果実協会理事長に審査の結果と講評の報告を行った。報告については別紙参照。

(別紙)

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰の審査結果について

1. 審査の実施

- 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰の審査は、(公財)中央果実協会理事長から委嘱を受けた5名の委員による2回のオンライン会議(令和6年1月12日及び30日開催)及び応募書類の書面審査によって行われた。
- 具体的には、事務局による予備審査を経て、審査会による本審査の応募組織・者を決定し、各委員による書面審査を行った。さらに、各委員の審査結果を集計し、審査会が集計結果に基づいて、表彰者を決定した。
- 審査に当たっては、「令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会 運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」に基づき行った。
- とりわけ、担い手の育成・確保の部については、①組織によるトレーニングファームの運営、②生産者園地を活用した研修、③園地の集約・整備を契機とした取組み及び ④移住促進・災害復興の政策組合せの4類型(別添)ごとに基準及び考慮事項が示されており、本表彰が果樹産地の担い手育成の取組みを促進することを目的としている点に照らすと、応募組織について類型間で単純に優劣を比較することは、表彰の趣旨に合わないことから、それぞれの特徴を考慮して総合的に審査した。
- また、開始から取組み期間の短い組織であっても、特に担い手の育成に関し組織として積極的に取り組んでいる状況についても汲み取って審査をした。
- 一方、活躍する担い手の部については、省力樹形、スマート農業技術の導入、省エネ。 省資源等SDG s 経営、6次産業化や販路の多様化などの取組状況とその取組みの積 極的な発信による地域への波及や果樹農業の魅力発信の程度を総合的に審査した。
- また、本表彰が果樹農業への新規参入等を奨励することを目的としている点を考慮し、 特に果樹経営の可能性に挑戦している点も汲み取って審査した。

2. 審查結果

- ◆ 審査結果は、担い手の育成・確保の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央 果実協会理事長賞を5点選出し、また、活躍する担い手の部について農林水産省農 産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を2点選定した。それぞれの賞の組織名及 び氏名は別紙のとおりである。
- ◆審査会として、各賞に選出された組織又は個人の取組みはいずれも優秀であり、全国の後継者・担い手育成の取組みを促進し、果樹農業の魅力の発信につながるものであること、その中で当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげているものが農林水産省農産局長賞に選出されたことを報告する。

3. 審査講評

【担い手の育成・確保の部】

◆ 今回の応募組織は、4類型のうち、①組織によるトレーニングファームの運営又は ②生産者園地を活用した研修のいずれかに類型化される取組みと考えられるが、そ の取組みの詳細をみると、園地の集約・整備や移住促進・災害復興の要素が取組み の中に含まれており、そうした中で各応募組織の取組みを比較審査するという難し いものであった。

- ◆ 農林水産省農産局長賞に選出された J A紀の里 あら川の桃部会の取組みは、生産者 園地を活用した研修の類型に分類され、アンケートを通じて新規参入者の必要性を部 会員全員で共有し部会の農家による研修を行っているものであり、台風による産地の 甚大な被害を乗り越えて、生産部会として新規参入者の研修と園地継承を継続してい る点が総合的に評価されたものと考える。
- ◆ 中央果実協会理事長賞に選出された取組みもいずれも特色あるものであり、
 - ➤ 広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センターはトレーニングファームの運営の類型に分類され、地元 JAと協力したトレーニングファームでの研修と園地継承や新たなレモン園の開設・拡張を実施、
 - ▶ 豊田市農ライフ創生センターは生産者園地を活用した研修の類型に分類され、市・ JAの協力による新規参入者の研修(農業者大学校での受講など座学研修を含む)、 研修者の独立自営に向けたきめ細かな支援措置と広い面積の園地継承を実施、
 - ➤ 三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会は生産者園地を活用した研修 の類型に分類され、プロモーションサイトによる対外発信力と大幅に増加した新規 参入者への研修・支援体制を強化、
 - ▶ 長野県松川町は生産者園地を活用した研修の類型に分類され、地域おこし協力隊制度を活用して果樹に特化した新規就農研修とハード・ソフト面の充実した支援体制による着実な独立就農者を確保、
 - ▶ 香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部はトレーニングファームの運営の 類型に分類され、若手柑橘生産者による耕作放棄地を用したみかんモデル園の開設 と実践的研修、モデル園の若手への継承を実施、

については、いろいろな場面において積極的に紹介し、全国の後継者・担い手育成の 取組みの促進に活用すべきである。

◆ なお、今回は、予備審査において応募組織の取組みを類型化して審査会に示され会議 で検討した上で本審査を行った。今後は、募集の段階から取組みの類型化の趣旨や考 え方を示し、応募者が自分たちの担い手の育成・確保の取組みの類型を考慮しつつ応 募書類を作成した方がよりその特長が明確に記述されるのではないかと考える。来年 度以降に実施する場合に一層の改善を期待する。

【活躍する担い手の部】

- ◆ 今回の応募者は3名であるが、農業外からの新規参入により果樹農業経営を行っている者に加え、代々のりんご農家から法人経営に発展させている者と多様な経歴の応募者であった。
- ◆ 農林水産省農産局長賞に選出された株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏は、りんごの高密植栽培の省力樹形やドローン等のスマート農業技術の導入に取り組むとともに、環境にやさしい農業などのSDGs経営を実践し、6次産業化や販路の拡大も含めたモデル的な経営を行い、さらに小学生への食育活動や園児のりんご収穫体験の実施など、果樹農業の魅力を十分に発信している。
- ◆ 中央果実協会理事長賞に選出された2名は、いずれも農業外からの新規参入であり、
 - ▶米本 真之 氏は、りんごの超高密植栽培を就農1年目から行い、順次改植により 就農8年で高密植栽培約2ha、平均単収8トン/10aを実現、今後新規就農者 の研修を受入れ、
 - ➤ 岡本 和也 氏は、令和2年にハウスみかん施設約30aを継承して就農し、令和 4年度にはハウスみかん60aにまで経営拡大、粗収益2千万円を実現し、更なる

規模拡大と法人化を目指す、

というように、それぞれ果樹農業の可能性に挑戦し、今後就農を目指す者にとって、 共感、感動を感じさせる取組みを行っている。

- ◆ なお、今回は、応募期間が2カ月間であったが、全国には果樹農業の可能性に挑戦し、 果樹農業の魅力を発信するような生産者の取組みがもっとあると思われる。本表彰の 趣旨が果樹関係者に伝わり応募が増えるような対策を期待する。
- ◆ その際、本審査会では、福本氏のような審査基準のほぼ全てを満たす取組みのみでな く、米本氏や岡本氏のような新規就農して果樹農業の可能性に挑戦している取組みに ついてもいろいろな場面で積極的に紹介すべきと評価している。

令和6年1月30日

公益財団法人中央果実協会 理事長 村上 秀徳 殿

> 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会 委員長 小松 宏光

別紙

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者

- 1. 担い手の育成・確保の部
- 〇 農林水産省農産局長賞
- JA紀の里 あら川の桃部会
- 〇 中央果実協会理事長賞

広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター

豊田市農ライフ創生センター

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

長野県松川町

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部

- 2. 活躍する担い手の部
- 〇 農林水産省農産局長賞

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏

〇 中央果実協会理事長賞

米本 真之 氏

岡本 和也 氏

別添

「令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」においては、組織の取組みの特徴によって類型化しており、その考え方は以下のとおり。

この類型化の趣旨は、本表彰において、単に新規就農研修者数、独立就農者数、園地継承面積等の数値の大小のみで評価し審査するのではなく、地域の置かれている状況の中で果樹農業の担い手の育成・確保の取組みが地域の活性化や発展に寄与している点を十分に汲み取って審査を行い、表彰により果樹産地の担い手育成の取組みを促進する目的を果たせるようにするものである。

- ①類型:組織によるトレーニングファーム運営型(組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。)
- ②類型:生産者園地での研修型(産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。)
- ③類型:園地の集約・整備主導型(遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。)
- ④類型:移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型(自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせて推進し、果樹振興を 当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、 市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。)